

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長 (地方税8)(固定資産税:外)
2	要望の内容	コージェネレーション設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税の課税標準を、課税標準となるべき価額の5/6に軽減する(2年間延長)。
3	担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年4月創設
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー供給構造が脆弱な我が国において、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化の防止、省エネルギーの観点から、コージェネレーションの導入を促進することの意義は極めて大きい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コージェネレーションの普及拡大を通じて、分散型エネルギーシステムへの転換を図ることで、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、もって電源セキュリティの向上を図る(エネルギーの安定供給)。 ・また、発電の際に発生する廃熱をオンサイトで有効利用すること(エネルギーの高度利用)により、大幅な省エネルギー及び環境負荷の低減を実現し、地球温暖化問題に対応する(環境への適合)。 <p>このように、コージェネレーションは、熱と電気の一体利用や排熱の有効活用による大幅な省エネルギー・省CO2を実現し、また、発電機として電力需給対策・電源セキュリティの向上に寄与し、さらに、地域活性化による成長戦略にも貢献できる多様な便益を有する設備であることから、本税制措置を始め様々な施策を集中的に講ずることにより、更なる普及拡大を進めていくことが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な方向として「地球温暖化対策の観点からも、コージェネレーションなど地域における電源の分散化や(中略)利用など、(中略)産業分野などにおける天然ガスシフトを着実に促進」する必要がある(第2章第2節1.(4)) ・「熱と電気を組み合わせて発生させるコージェネレーションは、(中略)エネルギーを最も効率的に活用することができる方法の一つで(中略)導入拡大を図っていくことが必要である」(第2章第2節2.(2)) ・「コージェネレーションの導入促進を図るため、導入支援策の推進」が必要とされている(第3章第8節1.(1))。 <p>また、国土強靱化政策大綱(平成25年12月国土強靱化推進本部決定)においても、「大規模被災時にあっても必要なエネルギー供給量を確保できるよう(中略)コージェネレーション(中略)等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する」とされている。</p> <p>さらに、「総務省地域の元気創造本部」(平成25年2月8日設置)が地域活性化の視点から見た成長戦略を構築するために推進している「地域の元気創造プラン」の取組の一つである「分散型エネルギーインフラプロジェクト」において、コージェネレーションを活用した計画を策定している。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 地球温暖化対策の推進</p> <p>1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>「コージェネを最大限普及させ、2020年に1,400万kW・600億kWh、2030年に2,200万kW・1,500億kWhの導入」(革新的エネルギー・環境戦略(平成24年9月))</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合 設備容量約1,650万kW(家庭用を除く)</p> <p>※出典：総合資源エネルギー調査会第20回基本問題委員会(平成24年4月26日)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制措置により、需要家の運転初期段階のランニングコストが軽減されるため、需要家の投資決断を加速させる効果が見込まれ、コージェネレーションの普及拡大が進む。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>平成25年度 一件(初年度見込)</p> <p>平成26年度 129件(見込)</p> <p>平成27年度 286件(見込)</p> <p>平成28年度 443件(見込)</p> <p>※出典：業界団体へのヒアリング調査</p>
	② 減収額	<p>平成25年度 一億円(初年度見込)</p> <p>平成26年度 0.4億円(見込)</p> <p>平成27年度 0.8億円(見込)</p> <p>平成28年度 1.2億円(見込)</p> <p>※出典：業界団体へのヒアリング調査</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>平成21年度末 440万kW</p> <p>平成22年度末 440万kW</p> <p>平成23年度末 441万kW</p> <p>平成24年度末 467万kW</p> <p>平成25年度末 474万kW</p> <p>※出典：日本ガス協会調べ</p> <p>※注：年度末の天然ガスコージェネレーションの現存設備容量(家庭用除く)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>平成25年度 9万kW(初年度実績見込)</p> <p>平成26年度 11万kW(見込)</p> <p>平成27年度 11万kW(見込)</p> <p>平成28年度 11万kW(見込)</p> <p>※出典：業界団体へのヒアリング調査</p> <p>※注：当該年度の対象設備の新規導入容量(家庭用除く)</p> <p>本措置創設要望時から縮減実施されたこと及び東日本大震災後の需要変動減があったことから25年度は伸び悩んだが、今後、燃料価格低下やコストダウン、自立・分散型エネルギー等の機能性能に係る再評価により、将来的に拡大していくことが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>コージェネレーションの普及拡大に遅れが生じ、2030年の電源構成における発電電力量の目標を達成できない。</p>

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>天然ガス等を燃料とするコージェネレーションシステムは、発電時に発生する廃熱を有効利用することで高い総合効率を実現し、省エネ・省CO2に加え、電力需給対策・セキュリティ向上の観点からも非常に有用な設備である。</p> <p>本措置は、設備投資判断のポイントの一つとなる、設備導入後の運転初期段階におけるランニングコストを軽減することから、コージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。自治体にとっては投資がなかった場合に比べ税収が見込めることから(コージェネの耐用年数は15年)、効果がある。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>コージェネレーションは、需要家設備として導入されるため、需要家は電力会社から系統電力を購入するケースとの経済性比較を行うことになる。設備導入当初3年間の固定資産税について5/6の軽減措置を講ずることは、需要家の運転初期段階3年間のランニングコスト軽減につながり、投資決断を促進する効果が期待できる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>コージェネレーション導入拡大の阻害要因となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善は短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間は、補助金によりイニシャルコストの低減を図る。なお、補助金は、省エネ率が高く省エネ量の多いトップランナー設備のみを対象としている。</p> <p>本措置は対象設備の範囲が広く、設備投資判断のポイントの一つとなる設備導入後の運転初期段階3年間におけるランニングコストを軽減することにより、コージェネレーションの導入促進につなげるものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置は、設備投資判断のポイントの一つとなる、設備導入後の運転初期段階におけるランニングコストを軽減することから、コージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。自治体にとっては投資がなかった場合に比べ税収が見込めることから(コージェネの耐用年数は15年)、特例措置として有効である。</p> <p>また、東日本大震災以後、エネルギーセキュリティ強化を目指す地方自治体にとって、自立・分散型電源であるコージェネレーションシステムは、防災対策やエネルギー自給率向上を実現するための有効な手段の一つとなっている。</p> <p>※例えば、東京都では「2020年の東京」のアクションプログラムの中で、コージェネレーションシステム等の自立・分散型電源の導入を促進することとしている。</p>
10 有識者の見解		<p>コージェネの導入意義として以下の4点が示された。</p> <p>①省エネ(省化石燃料)、②省CO2、③発電コストの最適化、④電力需給対策・セキュリティ</p> <p>※出典:総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第22回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)について」(平成24年5月14日)</p> <p>また、今後取り組むべき促進策の一つとして、「設備の導入支援」が掲げられている。</p> <p>※出典:総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第30回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)の導入促進のための取り組みについて」(平成24年7月30日)</p>
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月